

監 査 報 告 書

令和8年5月18日

学校法人 かつらぎ学園

理事会・評議員会 御中

学 校 法 人 かつらぎ 学 園

監 事（西口英和）

西口英和



監 事（小寺秀治）

小寺秀治



私たちは、学校法人かつらぎ学園の監事として、私立学校法第52条及び寄附行為第28条に基づいて同学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）における業務及び財産の状況について監査いたしました。

監査の結果、私たちは同学園の業務及び財産の状況に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠しており、学校法人かつらぎ学園の令和8年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

（注） 監事西口英和及び監事小寺秀治とも私立学校法第46条第2項に定める外部監事であります。